

中小企業信用保険法第2条第4項第7号（金融機関の経営の相当程度の合理化に伴う金融機関取引の調整）の規定による認定について

<セーフティネット保障制度>

この制度は、取引先等の再生手続等の申請や事業活動の制限、災害、取引金融機関の破綻等により経営の安定に支障を生じている中小企業者について、保証限度額の別枠化等を行う制度です。7号認定とは、金融機関の経営合理化により借入が減少している中小企業者に対して行われるものです。

○第7号

認定の対象・基準	提出書類
<p>・対象 経済産業大臣の指定を受けた金融機関の経営の相当程度の合理化により、借入が減少している中小企業者</p> <p>・基準 以下の基準を満たしていること</p> <p>①経済産業大臣の指定を受けた金融取引の調整を行っている金融機関と金融取引を行っており、指定を受けた金融機関からの借入金残高が金融機関からの総借入金残高に占める割合が10パーセント以上であること</p> <p>②指定を受けた金融機関からの直近の借入金残高が前年同期に比して10パーセント以上減少していること</p> <p>③金融機関からの直近の総借入金残高が前年同期比で減少していること</p>	<p>1 認定申請書（2通）</p> <p>2 滞納のない証明書（コピー可） 1通</p> <p>3 定款の写し（法人のみ）</p> <p>4 直近1期分の決算書の写し （個人は、確定申告書の写し）</p> <p>5 <u>すべての金融機関からの総借入金残高及び指定金融機関からの借入金残高が確認可能な残高証明、財務諸表、借入証書等</u></p>

<その他>

- ・決算書については、貸借対照表、損益計算書、販売費及び一般管理費明細書、原価報告書、株主資本等変動計算書、個別注記表をご提出ください。
- ・7号指定金融機関リストは、中小企業庁ホームページをご覧ください。
- ・認定証の有効期限は認定後30日です。